

令和7年 第8回 福岡市東区選挙管理委員会

4月18日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第33号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第34号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第35号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

【 報 告 事 項 】

- 1 福岡県知事選挙の結果について
- 2 市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

< 次 回 >

委員会 令和7年5月20日（火）午前10時～
東区役所本館 2階 応接室

議案第 33 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 4 月 18 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 336 人 |
| | 内訳 死亡者 | 149 人 |
| | 市外転出者 | 187 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 4 月 18 日 |

(根拠)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和7年4月18日 投票区別抹消者数一覧

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	0	3	3	2	1	3	2	4	6
2馬出第二	0	0	0	2	0	2	2	0	2
3箱崎第一	2	0	2	4	3	7	6	3	9
4箱崎第二	1	2	3	1	3	4	2	5	7
5箱崎第三	1	0	1	6	3	9	7	3	10
6宮松第一	1	3	4	5	6	11	6	9	15
7宮松第二	1	1	2	4	4	8	5	5	10
8宮松第三	0	3	3	5	4	9	5	7	12
9松島第一	1	1	2	2	4	6	3	5	8
10松島第二	1	0	1	0	1	1	1	1	2
11名島第一	2	2	4	2	2	4	4	4	8
12名島第二	0	2	2	0	0	0	0	2	2
13千早	1	5	6	7	7	14	8	12	20
14千早西	3	2	5	0	0	0	3	2	5
15香陵	0	0	0	0	2	2	0	2	2
16香椎浜	2	3	5	1	1	2	3	4	7
17城浜	0	1	1	0	0	0	0	1	1
18舞松原第一	3	1	4	0	0	0	3	1	4
19舞松原第二	3	2	5	0	0	0	3	2	5
20若宮第一	2	1	3	1	0	1	3	1	4
21若宮第二	1	2	3	1	0	1	2	2	4
22香椎第一	0	3	3	6	3	9	6	6	12
23香椎第二	0	3	3	7	7	14	7	10	17
24香椎下原第一	2	0	2	0	1	1	2	1	3
25香椎下原第二	1	2	3	7	5	12	8	7	15
26香椎東第一	2	1	3	3	2	5	5	3	8
27香椎東第二	1	0	1	2	2	4	3	2	5
28香住ヶ丘第一	0	2	2	0	4	4	0	6	6
29香住ヶ丘第二	2	2	4	2	1	3	4	3	7
30和白第一	0	3	3	1	1	2	1	4	5
31和白第二	0	1	1	3	1	4	3	2	5
32三苦	4	2	6	2	1	3	6	3	9
33奈多第一	2	7	9	1	1	2	3	8	11
34奈多第二	1	0	1	2	1	3	3	1	4
35美和台第一	3	1	4	2	2	4	5	3	8
36美和台第二	7	3	10	1	5	6	8	8	16
37和白東第一	3	2	5	1	1	2	4	3	7
38和白東第二	3	0	3	2	2	4	5	2	7
39西戸崎第一	3	0	3	2	0	2	5	0	5
40西戸崎第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41志賀第一	1	0	1	0	0	0	1	0	1
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44照葉第一	2	0	2	1	0	1	3	0	3
45照葉第二	0	1	1	2	1	3	2	2	4
46多々良第一	7	2	9	5	2	7	12	4	16
47多々良第二	0	0	0	1	1	2	1	1	2
48八田	0	2	2	3	1	4	3	3	6
49青葉第一	3	1	4	0	1	1	3	2	5
50青葉第二	3	2	5	1	0	1	4	2	6
合計	75	74	149	100	87	187	175	161	336

議案第 34 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年4月18日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年4月18日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録）

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

議案第35号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年4月18日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年4月18日

※参考：在外選挙人登録数（東区）

男 38人 女 90人

計 128人

（R7.4.18 委員会終了後）

（根拠）

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録等）

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請等）

- 4 （省略）国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和7年3月23日現在登録者数			令和7年4月18日消			移			替			令和7年4月18日現在外移転者数			令和7年4月18日現在登録者数		
	登録者数			抹			抹消			登録			登録者数			登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,766	3,082	5,848	2	4	6	42	43	85	15	32	47	0	0	0	2,737	3,067	5,804
2馬出第二	2,197	2,359	4,556	2	0	2	40	32	72	18	24	42	0	0	0	2,173	2,351	4,524
3箱崎第一	2,725	3,138	5,863	6	3	9	22	34	56	19	28	47	0	0	0	2,716	3,129	5,845
4箱崎第二	3,090	3,079	6,169	2	5	7	35	43	78	20	17	37	1	0	1	3,072	3,048	6,120
5箱崎第三	2,825	3,308	6,133	7	3	10	31	37	68	17	21	38	0	0	0	2,804	3,289	6,093
6宮松第一	3,080	2,824	5,904	6	9	15	32	30	62	26	24	50	0	0	0	3,068	2,809	5,877
7宮松第二	3,869	3,932	7,801	5	5	10	48	52	100	38	39	77	0	0	0	3,854	3,914	7,768
8宮松第三	3,187	2,928	6,115	5	7	12	44	47	91	22	18	40	0	0	0	3,160	2,892	6,052
9松島第一	3,049	2,597	5,646	3	5	8	35	40	75	20	23	43	0	0	0	3,031	2,575	5,606
10松島第二	3,320	3,389	6,709	1	1	2	36	32	68	19	16	35	0	0	0	3,302	3,372	6,674
11名島第一	4,563	4,991	9,554	4	4	8	34	28	62	21	22	43	0	0	0	4,546	4,981	9,527
12名島第二	1,938	2,104	4,042	0	2	2	22	27	49	22	20	42	0	0	0	1,938	2,095	4,033
13千早	4,807	6,141	10,948	8	12	20	22	31	53	237	260	497	0	0	0	5,014	6,358	11,372
14千早西	2,536	2,944	5,480	3	2	5	35	38	73	21	12	33	0	0	0	2,519	2,916	5,435
15香陵	2,217	2,661	4,878	0	2	2	29	31	60	7	7	14	0	0	0	2,195	2,635	4,830
16香椎浜	2,786	3,661	6,447	3	4	7	27	27	54	34	50	84	0	0	0	2,790	3,680	6,470
17城浜	981	1,480	2,461	0	1	1	20	26	46	14	10	24	0	0	0	975	1,463	2,438
18舞松原第一	1,754	2,000	3,754	3	1	4	11	20	31	16	13	29	0	0	0	1,756	1,992	3,748
19舞松原第二	2,200	2,611	4,811	3	2	5	47	43	90	21	25	46	0	0	0	2,171	2,591	4,762
20若宮第一	2,415	2,673	5,088	3	1	4	31	33	64	16	8	24	0	0	0	2,397	2,647	5,044
21若宮第二	1,413	1,462	2,875	2	2	4	16	24	40	7	12	19	0	0	0	1,402	1,448	2,850
22香椎第一	2,822	3,139	5,961	6	6	12	32	33	65	19	22	41	0	0	0	2,803	3,122	5,925
23香椎第二	2,533	2,911	5,444	7	10	17	29	37	66	19	32	51	0	0	0	2,516	2,896	5,412
24香椎下原第一	1,660	1,634	3,294	2	1	3	21	20	41	12	9	21	0	0	0	1,649	1,622	3,271
25香椎下原第二	4,660	4,224	8,884	8	7	15	41	37	78	30	21	51	0	0	0	4,641	4,201	8,842
26香椎東第一	2,935	3,177	6,112	5	3	8	16	20	36	19	22	41	0	0	0	2,933	3,176	6,109
27香椎東第二	2,465	2,710	5,175	3	2	5	11	14	25	10	11	21	0	0	0	2,461	2,705	5,166
28香住ヶ丘第一	4,640	4,486	9,126	0	6	6	38	25	63	37	26	63	0	0	0	4,639	4,481	9,120
29香住ヶ丘第二	2,384	2,742	5,126	4	3	7	16	13	29	8	6	14	0	0	0	2,372	2,732	5,104
30和白第一	2,435	2,537	4,972	1	4	5	27	23	50	33	26	59	0	0	0	2,440	2,536	4,976
31和白第二	2,804	3,222	6,026	3	2	5	15	19	34	10	18	28	0	0	0	2,796	3,219	6,015
32三苦	3,604	3,830	7,434	6	3	9	11	15	26	20	28	48	0	0	0	3,607	3,840	7,447
33奈多第一	2,325	2,683	5,008	3	8	11	6	14	20	10	9	19	0	0	0	2,326	2,670	4,996
34奈多第二	1,179	1,395	2,574	3	1	4	13	13	26	8	8	16	0	0	0	1,171	1,389	2,560
35美和台第一	2,913	3,324	6,237	5	3	8	14	15	29	13	10	23	0	0	0	2,907	3,316	6,223
36美和台第二	3,214	3,747	6,961	8	8	16	7	13	20	21	22	43	0	0	0	3,220	3,748	6,968
37和白東第一	2,586	2,793	5,379	4	3	7	7	11	18	11	14	25	0	0	0	2,586	2,793	5,379
38和白東第二	2,393	2,636	5,029	5	2	7	11	9	20	18	16	34	0	0	0	2,395	2,641	5,036
39西戸崎第一	1,783	2,024	3,807	5	0	5	6	1	7	9	9	18	0	0	0	1,781	2,032	3,813
40西戸崎第二	591	644	1,235	0	0	0	9	10	19	4	3	7	0	0	0	586	637	1,223
41志賀第一	414	476	890	1	0	1	1	0	1	0	4	4	0	0	0	412	480	892
42志賀第二	69	100	169	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	69	101	170
43志賀第三	101	106	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101	106	207
44照葉第一	1,352	1,410	2,762	3	0	3	4	6	10	9	10	19	0	0	0	1,354	1,414	2,768
45照葉第二	3,833	4,281	8,114	2	2	4	13	14	27	24	28	52	0	0	0	3,842	4,293	8,135
46多々良第一	4,858	4,353	9,211	12	4	16	25	21	46	36	41	77	0	0	0	4,857	4,369	9,226
47多々良第二	1,016	1,168	2,184	1	1	2	6	5	11	5	8	13	0	0	0	1,014	1,170	2,184
48八田	2,518	3,114	5,632	3	3	6	6	14	20	11	18	29	0	0	0	2,520	3,115	5,635
49青葉第一	2,519	2,988	5,507	3	2	5	5	3	8	18	15	33	0	0	0	2,529	2,998	5,527
50青葉第二	1,945	2,173	4,118	4	2	6	8	6	14	13	11	24	0	0	0	1,946	2,176	4,122
合計	126,269	137,391	263,660	175	161	336	1,057	1,129	2,186	1,057	1,129	2,186	1	0	1	126,093	137,230	263,323



福岡県知事選挙 及び 福岡県議会議員補欠選挙（西区選挙区） の結果について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員選挙（西区選挙区）におきまして、職員の皆様に長時間にわたり選挙事務に従事いただき、ありがとうございました。
つきましては、選挙の結果を下記のとおり報告します。

1 選挙当日有権者数、投票者総数及び投票率

	福岡県知事選挙				福岡県議会議員補欠選挙			
	選挙当日 有権者数	投票者 総 数	投票率		選挙当日 有権者数	投票者 総 数	投票率	
	(人)	(人)	(%)	前 回	(人)	(人)	(%)	前 回
東 区	261,782	83,946	32.07	29.25				
博 多 区	202,092	53,862	26.65	23.72				
中 央 区	168,313	52,073	30.94	28.02				
南 区	217,659	68,816	31.62	28.65				
城 南 区	104,952	36,145	34.44	31.06				
早 良 区	180,331	60,990	33.82	31.11				
西 区	169,127	58,376	34.52	30.40	169,127	55,060	32.56	無投票
福岡市計	1,304,256	414,208	31.76	28.71				

2 期日前投票者数

【福岡県知事選挙】

期日前投票者数 161,820人 投票者総数比 39.07%
（前回：期日前投票者数 102,863人 投票者総数比 28.38%）

3 開票結果

(1) 福岡県知事選挙

※福岡県全体

所属党派	候補者氏名	得 票 数
無 所 属	はっとり 誠太郎	1,036,280
無 所 属	吉 田 幸一郎	209,416
お金をみんなへ シン独立党	しんどう 伸 夫	27,952
無 所 属	藤 丸 貴 裕	27,394

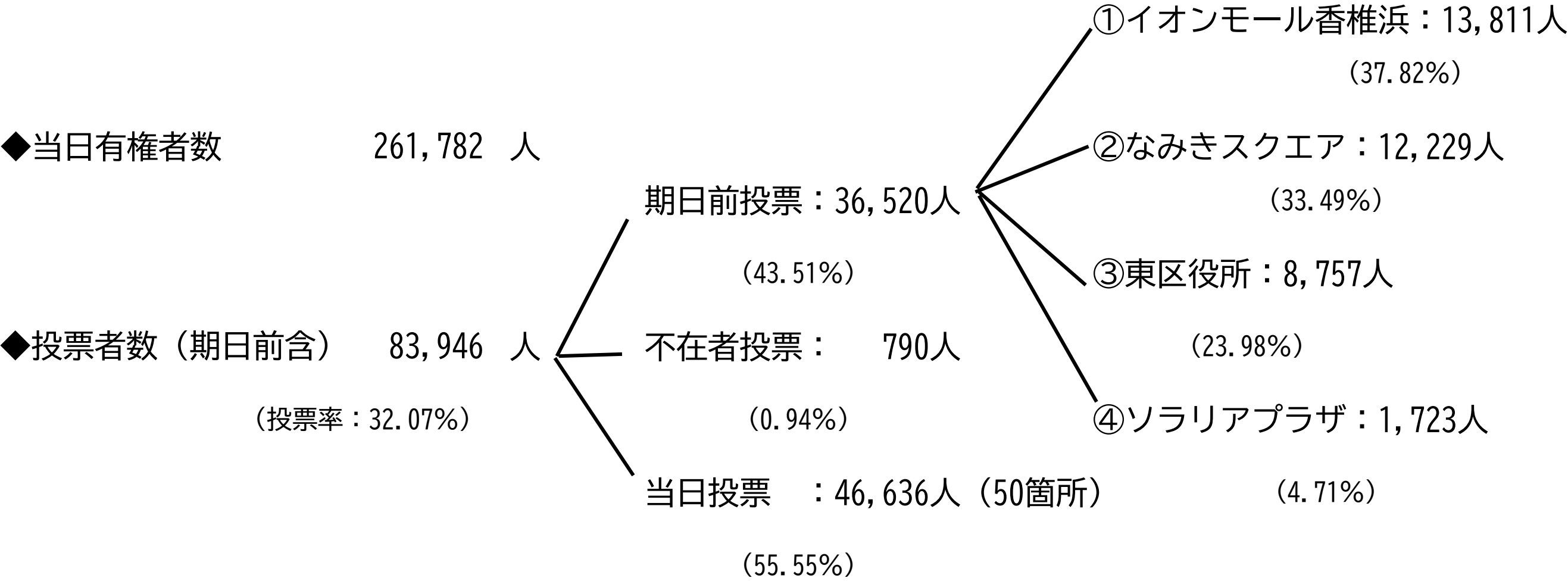
当選

(2) 福岡県議会議員補欠選挙（西区選挙区）

所属党派	候補者氏名	得 票 数
立 憲 民 主 党	吉 岡 れい子	27,552
無 所 属	田 中 だいじ	24,290

当選

東区における投票者数について



東区投票区別投票者数

投票区	投票区名	投票所名	当日有権者	投票数計	(内訳) 期日前 投票者数	(内訳) 不在者 投票者数	(内訳) 当日 投票者数	投票率 (投票者計/当 日有権者)	令和3年4月 11日執行 福岡県知事選 挙投票率
1	馬出第一	馬出小学校講堂兼体育館	5,784	1,612	612	9	991	27.87%	26.53%
2	馬出第二	福岡中学校体育館	4,507	1,191	583	5	603	26.43%	25.07%
3	箱崎第一	箱崎小学校講堂兼体育館	5,798	1,834	813	19	1,002	31.63%	30.04%
4	箱崎第二	東区役所別館講堂	6,117	1,943	1,069	11	863	31.76%	29.50%
5	箱崎第三	東箱崎公民館	6,089	1,952	1,097	16	839	32.06%	27.74%
6	筥松第一	筥松小学校講堂兼体育館	5,843	1,421	508	24	889	24.32%	22.87%
7	筥松第二	米一九会館	7,720	2,212	844	16	1,352	28.65%	26.29%
8	筥松第三	筥松会館	6,069	1,522	495	21	1,006	25.08%	24.03%
9	松島第一	松島小学校講堂兼体育館	5,588	1,433	450	8	975	25.64%	22.91%
10	松島第二	箱崎清松中学校体育館1階ホール	6,666	1,643	567	16	1,060	24.65%	21.18%
11	名島第一	名島小学校講堂兼体育館	9,492	3,374	1,604	24	1,746	35.55%	32.74%
12	名島第二	名島公民館	4,014	1,314	558	10	746	32.74%	32.64%
13	千早	なみきスクエア1階交流ロビー	10,826	4,042	2,357	16	1,669	37.34%	35.73%
14	千早西	千早西小学校講堂兼体育館	5,451	2,015	1,169	16	830	36.97%	32.34%
15	香陵	香陵公民館	4,858	2,059	1,143	6	910	42.38%	36.73%
16	香椎浜	香椎浜小学校講堂兼体育館	6,434	2,432	1,770	18	644	37.80%	29.93%
17	城浜	城浜公民館	2,454	805	394	13	398	32.80%	31.10%
18	舞松原第一	舞松原小学校講堂兼体育館	3,744	1,324	631	8	685	35.36%	32.81%
19	舞松原第二	多々良中学校武道場	4,776	1,703	1,008	7	688	35.66%	34.37%
20	若宮第一	若宮小学校講堂兼体育館	5,066	1,607	702	25	880	31.72%	29.37%
21	若宮第二	福岡矯正管区体育館	2,848	970	426	8	536	34.06%	30.80%
22	香椎第一	香椎小学校講堂兼体育館	5,917	2,187	1,243	10	934	36.96%	32.30%
23	香椎第二	香椎公民館	5,370	1,870	698	13	1,159	34.82%	34.38%
24	香椎下原第一	香椎第3中学校武道場	3,272	1,145	520	11	614	34.99%	32.34%
25	香椎下原第二	香椎下原公民館	8,815	2,482	1,072	24	1,386	28.16%	25.61%
26	香椎東第一	香椎会館	6,079	2,061	1,030	13	1,018	33.90%	32.24%
27	香椎東第二	香椎東小学校講堂兼体育館	5,152	1,963	713	9	1,241	38.10%	35.34%
28	香住ヶ丘第一	香住ヶ丘小学校講堂兼体育館	9,022	2,452	1,328	20	1,104	27.18%	23.33%
29	香住ヶ丘第二	香住ヶ丘公民館	5,101	1,868	873	15	980	36.62%	32.56%
30	和白第一	和白公民館武道場	4,929	1,480	500	51	929	30.03%	27.02%
31	和白第二	和白小学校講堂兼体育館	5,999	1,961	599	11	1,351	32.69%	27.20%
32	三苦	三苦公民館	7,380	2,193	612	26	1,555	29.72%	27.16%
33	奈多第一	奈多小学校講堂兼体育館	4,991	1,783	594	70	1,119	35.72%	33.54%
34	奈多第二	奈多公民館	2,556	864	236	5	623	33.80%	33.64%
35	美和台第一	美和台小学校講堂兼体育館	6,212	2,318	687	24	1,607	37.31%	36.68%
36	美和台第二	和白丘中学校武道場	6,910	2,233	909	19	1,305	32.32%	27.87%
37	和白東第一	和白東小学校講堂兼体育館	5,352	2,136	660	20	1,456	39.91%	37.57%
38	和白東第二	和白東公民館	4,988	1,537	518	8	1,011	30.81%	26.27%
39	西戸崎第一	西戸崎公民館	3,784	1,197	335	6	856	31.63%	25.93%
40	西戸崎第二	大岳集会所	1,234	399	111	6	282	32.33%	26.61%
41	志賀第一	志賀公民館	887	381	94	1	286	42.95%	40.71%
42	志賀第二	勝馬公民館	167	120	25	1	94	71.86%	71.43%
43	志賀第三	弘集会所	206	87	17	2	68	42.23%	43.62%
44	照葉第一	照葉公民館	2,753	929	405	2	522	33.75%	24.11%
45	照葉第二	照葉北公民館	8,041	2,216	1,049	16	1,151	27.56%	—
46	多々良第一	多々良公民館	9,157	2,114	837	27	1,250	23.09%	20.28%
47	多々良第二	蒲田会館	2,172	586	187	46	353	26.98%	26.84%
48	八田	八田小学校講堂兼体育館	5,608	1,702	606	19	1,077	30.35%	28.07%
49	青葉第一	青葉小学校講堂兼体育館	5,480	1,791	677	16	1,098	32.68%	30.54%
50	青葉第二	青葉五丁目ハーモニーホール	4,104	1,483	585	3	895	36.14%	34.06%
総計			261,782	83,946	36,520	790	46,636	32.07%	29.25%

令和 7 年 4 月 18 日

東区選挙管理委員会委員各位

東区選挙管理委員会
委員長 森 英鷹

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7
の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程（昭和 47 年福岡市選挙管理委員会規程第 2 号）第 14 条第 1
項第 4 号の規定により、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議を市長と行ったこと
について、福岡市区選挙管理委員会規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告しま
す。

（参考条文）

福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会
において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記及びその他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第180条の2の規定によ
る協議
- (5) 自治法第180条の3の規定による協議
- (6) 自治法第180条の4第2項の規定による協議
- (7) 自治法第180条の7の規定による協議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議におい
てこれを委員会に報告しなければならない。

東区選挙管理委員会
委員長 森 英鷹 様

福岡市長 高島 宗一郎
(総務企画局人事部組織定数課)

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条
の 7 の規定に基づく協議の一部改正について

期日前投票所設置に係る契約事務の増加に伴い、標記協議の一部を下記のとおり改正
することについて協議します。

記

標記協議中「第 180 条の 7」を「第 180 条の 2 及び第 180 条の 7」に改める。

第 1 条を第 2 条に改め、次の 1 条を加える。

（区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項）

第 1 条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務（区委員会の所掌に係る事項
に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するもの
を除いたもの。）を区選挙管理委員会事務局長（以下「区事務局長」という。）に
補助執行させる。

- (1) 福岡市事務分掌規則（平成 17 年福岡市規則第 14 号）第 15 条第 4 項契約課の分掌
事務第 1 号から第 4 号までに掲げるもの以外の契約に関すること。
- (2) 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則（平成 13 年福岡市規
則第 88 号）において区役所（西区役所を除く。）が所掌する契約と同種の契約に
関すること。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が 10 万円以下の
ものに限る。
- 2 前項の事務を処理するにあたっては、区事務局長は市長室長の例により行う
ものとする。
- 3 区事務局長は、第 1 項の事務を福岡市事務決裁規程（昭和 51 年福岡市達甲第 7
号）の例により、区委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができる
ものとする。

附 則

この協議は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180

条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

昭和53年4月1日

総人第2021号

地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。

記

(区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。

- (1) 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第4号までに掲げるもの以外の契約に関すること。
- (2) 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が10万円以下のものに限る。
- 2 前項の事務を処理するにあたっては、区事務局長は市長室長の例により行うものとする。
- 3 区事務局長は、第1項の事務を福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第7号)の例により、区委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができるものとする。

(総務企画局長の補助執行事項)

第2条 区委員会は、次に掲げる区委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。

- (1) 職員の研修の実施に関すること(福岡市職員研修規程(昭和51年福岡市達甲第4号)に定める研修。ただし、職場研修及び自主研修は除く。)
- (2) 職員の健康診断の実施に関すること(福岡市職員安全衛生規則(昭和48年福岡市規則第54号)第38条第1項及び第2項に定める項目に限る。)
- (3) 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)に基づく公開請求書の受付に関すること。

(4) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関すること。

(5) 職員の昇給に関すること

(6) 職員の各種手当の受給資格の認定に関すること

(7) 退職者の給与金の支給認定に関すること

(8) 所得税法等の規定に基づき徴収した所得税等の支払いに関すること

附 則

この協議は、昭和 53 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和 63 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成 3 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成 9 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成 13 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成 14 年 7 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成 16 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成 17 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成 20 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、令和 5 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則(令和 7 年 3 月 13 日総組第 101 号)

この協議は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づく協議について(昭和53年福岡市総人第2021号)新旧対照表

旧	新	備考
○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第180条の7</u>の規定に基づく協議について 昭和53年4月1日 総人第2021号 地方自治法<u>第180条の7</u>の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。))との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。 記	○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第180条の2及び第180条の7</u>の規定に基づく協議について 昭和53年4月1日 総人第2021号 地方自治法<u>第180条の2及び第180条の7</u>の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。))との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。 記 <u>(区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)</u> <u>第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。</u> <u>(1) 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第4号までに掲げるもの以外の契約に関すること。</u> <u>(2) 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種</u>	

(総務企画局長の補助執行事項)

第1条 区委員会は、次に掲げる区委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。

(1) ～ (8) (略)

附 則

この協議は、昭和53年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和63年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成3年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成9年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

の契約に関する。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が10万円以下のものに限る。

2 前項の事務を処理するにあたっては、区事務局長は市長室長の例により行うものとする。

3 区事務局長は、第1項の事務を福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第7号)の例により、区委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができるものとする。

(総務企画局長の補助執行事項)

第2条 区委員会は、次に掲げる区委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。

(1) ～ (8) (略)

附 則

この協議は、昭和53年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和63年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成3年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成9年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成14年7月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成16年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成17年10月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成20年10月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成14年7月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成16年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成17年10月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、平成20年10月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。 <u>附 則(令和7年3月13日総組第101号)</u> <u>この協議は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。</u>
---	--